

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十五年三月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	ユニット型特別養護老人ホーム 原	廿日市市原九二六番地一	平成二五年三月一日